

パワハラ防止法対策セミナー

令和4年4月から中小企業にも義務化。最新ハラスメント対策セミナー

ご存知でしょうか？パワハラとセクハラでは対応が大きく異なり、同様の判断基準では誤った対応を取ることになりかねません。誤った対応で貴社の有能な幹部を失うことのないよう、正しい知識を身に付け、パワハラをはじめ様々なハラスメントの未然防止に今すぐに取り組むことをおすすめいたします。本セミナーでは、『パワハラ』と『指導・教育』との境界線や、パワハラと指摘を受けないための教育・指導時の注意点なども併せてお伝えいたします。ぜひ貴社のハラスメント対策にお役立てください。

パワハラが
起こってしまったら…
事後の対応方法とは？

どのような場合
パワハラに
該当するのか？

講師

梶谷 博和 氏

梶谷社会保険労務士事務所 代表
株式会社陽転 代表取締役



地方銀行に就職し、年金相談業務などを経て平成14年に社会保険労務士事務所を開業。滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。「サービス残業問題」に関する書籍を上梓するなど、多くの企業のサービス残業問題をはじめとした様々な労務問題に対する解決力を身上に活躍の場を広げている。

日時 2022年

10月4日(火)

14:00~16:00

場所 守山商工会議所

定員 20名

参加費 無料

主催 守山商工会議所

申込方法

下記申込書に所定事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。(当所ホームページからもお申込みいただけます)



参加者を対象に、
10月6日(木) 13:00~
個別相談も実施いたします。



守山商工会議所HP

お問合せ先 守山商工会議所 中小企業相談所

TEL: 077-582-2425 FAX: 077-582-1551 mail: info@moriyama-cci.or.jp

パワハラ防止法対策セミナー申込書 (10/4)

FAX: 077-582-1551

事業所名			
事業所住所			
参加者名	TEL FAX	TEL FAX	() ()
参加者名	メールアドレス		